

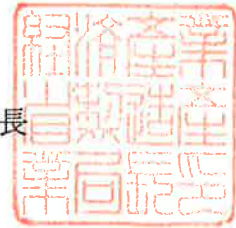
経済産業省

20170629製局第1号

平成29年6月29日

公益社団法人日本通信販売協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長



道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車の取扱いに関する周知について（要請）

この度、平成29年6月29日付けで独立行政法人国民生活センター（以下「センター」と言います。）から、「電動アシスト自転車」と称して販売されている9製品について確認を行った結果が公表されましたが、センターの発表内容（別添）に記載の2製品について、アシスト比率が道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に定めるアシスト比率の基準（以下「基準」と言います。）を超え、基準に適合しないことが判明しました。

基準に適合しない製品は、道路交通法上の自転車ではなく原動機付自転車等に該当することとなりますが、当該製品は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しないため、道路を通行させることはできません。

平成28年10月28日付けで同様の要請を行ったところです。貴協会におかれては、自転車の販売に当たり道路交通法の基準に合致するものであることの確認を徹底するよう、会員関係各社に周知していただきますようお願い申し上げます。